

メッツ川崎ヘルパーステーション

(定期巡回・隨時対応型訪問介護看護)

重 要 事 項 説 明 書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。

(長岡市指定 第1590200646号)

当事業所は、利用者に対して指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

*当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果、「要介護」と認定された方が対象となります。

1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社太陽メディケアサービス
- (2) 法人所在地 新潟県長岡市千歳3丁目2番地35号
- (3) 電話番号 (0258) 86-8966
- (4) 代表者氏名 代表取締役 上村宏
- (5) 設立年月日 平成22年6月

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 一体型指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護
長岡市指定 平成28年4月1日指定
- (2) 事業の目的
利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に、または利用者からの随時の通報に適切に対応を行うことにより、利用者が安心してその居宅において生活を送ることを目的とします。
- (3) 事業所の名称 メツツ川崎ヘルパーステーション
- (4) 事業所の所在地 新潟県長岡市川崎2丁目2478番地1
交通機関 長岡駅よりタクシーで10分
- (5) 電話番号 (0258) 37-5533
FAX番号 (0258) 37-5536
- (6) 管理者氏名 鶴若 泉
- (7) 運営の方針
 - ・要介護となった場合でも、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応、その他安心してその居宅において生活を送ることができるようするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指します。
 - ・事業者は、提供するサービスの質の評価を行うと共に、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図ります。
- (8) 事業の開始年月日及び有効期間満了日
令和4年4月1日 より 令和10年3月31日
- (9) 設備の概要 ・設備基準により、事務室・相談室、および感染症予防に必要な設備または備品を備えます。
 - ・次の通信機器を備え、必要に応じてオペレーターが携帯します。
 - ア.利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器
 - イ.隨時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器
 - ウ.利用者が適切にオペレーターに通報できる端末機器

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 長岡市川東地区東
- (2) 営業日 365日
- (3) 営業時間 24時間

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。 () は兼務

職種	常勤		非常勤		職務の内容
	専従	非専従	専従	非専従	
1.管理者	1 (1)				・事業所の従業者および業務の一元的な管理 ・従業者に基準を遵守させるための必要な指揮命令
介護福祉士	1 (1)				
2.オペレーター		9		5	・利用者および家族からの通報を隨時受け付け、適切に対応 ・利用者またはその家族に対して、適切な相談及び助言
介護福祉士		9		5	
看護師		1		1	
3.計画作成責任者		1			・定期巡回・隨時対応型訪問介護看護計画の作成および交付 ・サービス提供の日時等の決定 ・サービス利用の申し込みに係る調整、サービス内容の管理
介護福祉士		1			
4.定期巡回サービス	8 (8)	2 (2)	7 (7)		・アセスメント、カンファレンスを経たうえでの、居宅サービス計画に沿った必要な定期的巡回の実施
介護福祉士	7 (7)	2 (2)	6 (6)		
ヘルパー1級			2 (2)		
ヘルパー2級					
介護職員初任者研修修了者					
認定特定行為業務従事者					
5.隨時訪問サービス	8 (8)	2 (2)	7 (7)		
介護福祉士	7 (7)	2 (2)	6 (6)		・利用者からの緊急コールに対し、オペレーターからの要請を受け利用者宅訪問、状況判断したうえでの必要なサービスの提供
ヘルパー1級	1 (1)		1 (1)		
ヘルパー2級					
介護職員初任者研修修了者					
認定特定行為業務従事者					
6.訪問看護サービス	3		1		・看護師等が医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助
看護師	2				
准看護師	1				

* () 内は、訪問介護・介護予防訪問介護事業との兼務となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

- (1) 利用料金が介護保険の給付の対象となる場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

(1) 利用料金が介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

サービス利用料金は、介護保険法令に定める介護給付費（介護報酬）に準拠した金額となります。

〈サービスの概要〉

① 定期巡回サービス	訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話
② 隨時対応サービス	あらかじめ利用者的心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、隨時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助又は訪問介護員等の訪問もしくは看護師等による対応の要否等を判断するサービス
③ 隨時訪問サービス	隨時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話
④ 訪問看護サービス	事業所の看護師等が、利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は診療の補助

☆定期巡回・隨時対応型訪問介護看護計画（以下「計画」という）に基づき、利用者が 安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助をします。

☆隨時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは計画作成責任者、定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者的心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。

☆隨時訪問サービスの提供にあたっては、計画に基づき、利用者からの隨時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行います。

☆訪問看護サービスは、医師による指示に基づき行います。

〈サービス利用料金〉

・基本料金 1ヶ月ごとの包括料金（定額）です。

▼一体型・訪問看護サービスを行わない場合（1割負担の場合）

要介護度	介護保険適用時の基本料金 (介護報酬額)	利用者負担額 (介護報酬額の1割)
要介護1	54,460円	5,446円
要介護2	97,200円	9,720円
要介護3	161,400円	16,140円
要介護4	204,170円	20,417円
要介護5	246,920円	24,692円

▼一体型・訪問看護サービスを行う場合（1割負担の場合）

要介護度	介護保険適用時の基本料金 (介護報酬額)	利用者負担額 (介護報酬額の1割)
要介護1	79,460円	7,946円
要介護2	124,130円	12,413円
要介護3	189,480円	18,948円
要介護4	233,580円	23,358円
要介護5	282,980円	28,298円

▼減算・加算について（1割負担の場合）

加算項目	加算の要件	介護報酬額	
通所介護等サービス利用時の 通所介護等を受けている利用者に		要介護1	-62円／日

※介護職員処遇改善加算Ⅰ、緊急時訪問看護加算Ⅰ、特別管理加算、ターミナルケア加算については、区分支

給限度基準額の算定対象外となります。

※准看護師が訪問看護サービスを提供した場合は、所定単位数の100分の98に相当する単位数を算定します。

（サービス利用料金の基本包括利用料に対して）

☆上記のサービス料金表によって、利用者の要介護度などに応じた金額をお支いいいただきます。

なお、法定代理受領の場合は給付額を除いた金額（負担割合証に示された額）をお支払いいただきます。

☆利用者が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うため必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆厚生労働大臣が定める基準の変更、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までに利用者にご説明します。

☆登録期間が1月に満たない場合又は短期入所サービスを利用する場合には介護報酬額を以下の通り日割りで計算いたします。

▼登録期間が1月に満たない場合又は短期入所サービスを利用する場合の介護報酬額（日割）

※一体型・訪問看護サービスを行わない場合

要介護度	介護保険適用時の基本料金 (介護報酬額／日)	利用者負担額 (介護報酬額の1割／日)
要介護1	1, 860円	186円
要介護2	3, 330円	333円
要介護3	5, 520円	552円
要介護4	6, 990円	699円
要介護5	8, 450円	845円

※一体型・訪問看護サービスを行う場合

要介護度	介護保険適用時の基本料金 (介護報酬額／日)	利用者負担額 (介護報酬額の1割／日)
要介護1	2, 720円	272円
要介護2	4, 250円	425円
要介護3	6, 480円	648円
要介護4	7, 990円	799円
要介護5	9, 680円	968円

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

（ア）通信料

利用者宅から事業所への通報に係る通信料（電話料金）については、利用者にご負担いただきます。

6. 利用料金のお支払い方法

前記（1）（2）の料金・費用は、利用実績に基づいて1ヶ月ごとにサービス利用料金を請求し、お客様は原則として当社の指定する期日に口座引き落としの方法により支払うものとします。1ヶ月に満たない期間のサービス利用料金は、利用実績に基づいて計算した金額とします。前項の規定に関わらず、銀行などからのお支払いも可能ですが、お振り込みに手数料がかかる場合には、その手数料はお客様のご負担とさせていただきます。

7. サービスの利用に関する留意事項

（1）サービスを行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービスの提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

（2）訪問介護員の交替

ア. 利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の訪問介護員の指定はできません。

イ. 事業所からの訪問介護員の交替

事業所の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合にご利用者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

（3）サービス実施時の留意事項

ア. 定められた業務以外の禁止

訪問介護サービスの利用にあたり、利用者は「5.事業所が提供するサービスと利用料金」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

イ. 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は定期巡回・隨時対応型訪問介護看護サービスの実施に当ってご利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

ウ. 備品等の使用

定期巡回・隨時対応型訪問介護看護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用いたします。

エ. 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対応方法

定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供に当たり、利用者宅に取り付ける専用のキーボックスにて保管するか、もしくは事業所にて預かるものとします。利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法を記載した文書を利用者に交付するものとします。また、合鍵を紛失した場合は、すみやかに利用者およびその家族、または管理者に連絡をするとともに、応分の弁償をするなど必要な措置を講じるものとします。

（4）訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

1. 利用者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
2. 利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
3. 飲酒及び喫煙
4. 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
5. その他利用者もしくはそのご家族等に行う迷惑行為

(5) 提供の拒否の禁止

利用者からの定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の申し込みに対しては、当該事業所の現員からは利用申し込みに応じきれない場合、または通常の事業の実施地域外からの申込者に対して適切なサービスを提供することが困難である等の正当な理由がない限り、提供を拒否することが出来ません。

(6) サービス提供困難時の対応

前項の正当な理由により、適切な定期巡回・隨時対応型訪問介護看護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業所への連絡、適当な他の定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じるものとします。

(7) 受給資格等の確認

サービス提供を開始する際には、介護保険被保険者証の提示を受け、被保険者資格等の確認を行ないます。

(8) 身分証の携行

訪問介護員は利用者が安心してサービスの提供を受けられるよう、身分を明らかにする名札等を携行し、求めに応じて提示します。

8. 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護計画

- (1) 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び隨時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び隨時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・隨時対応型訪問介護看護計画（以下「計画」という）を作成します。
- (2) 計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければなりませんが、定期巡回・随时対応型訪問介護を提供する日時等については、当該居宅サービス計画に位置づけられた定期巡回・随时対応型訪問介護看護が提供される日時にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の心身の状況を踏まえ、計画作成責任者が決定することができます。
- (3) 計画は、看護師によるアセスメントを踏まえて作成します。
- (4) 計画の作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族に説明し、利用者の同意の上、交付します。
- (5) 計画の作成後においても、常に計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行うものとします。

9. 勤務体制の確保等

- (1) 当事業所は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めています。
- (2) 事業所は従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を確保します。
 - ア. 採用後1ヶ月の同行研修および1年通しての振り返り
 - イ. 継続研修 隨時（定期的研修 月1回）

10. 地域との連携

- (1) 当事業所はサービスの提供にあたって、地域に密着し開かれたものにするために、介護・医療連携推進会議を設置し、サービス提供状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとします。
- (2) 介護・医療連携推進会議の開催は、おおむね6ヶ月に1回以上とします。
- (3) 介護・医療連携推進会議のメンバーは、利用者、家族、地域住民の代表者、医療関係者、長岡市職員または地域包括支援センターの職員、有識者等とします。
- (4) 介護・医療連携推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表します。

11. 緊急時および事故発生時の対応

当社は、サービス提供中またはサービスの提供により、お客様の様態に急変が生じた場合または事故が発生した場合その他必要な場合には、速やかに救急隊、主治医、協力医療機関、市区町村、お客様にかかる居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、ご家族などへ連絡するなどの必要な措置を講じるものとします。

12. サービスの終了に伴う援助について

利用者は以下の事由により、サービスを終了することができます。

- ア. 要介護認定により利用者の心身の状態が要支援または自立と判断された場合
- イ. 利用者から契約解除の申し出があった場合
- ウ. 利用者及びご家族の故意または重大な過失により、契約の継続が困難な場合
- エ. 事業所のやむを得ない事情による契約の継続が困難な場合
- オ. 利用者が死亡した場合

サービスが終了する場合には、事業所は利用者の置かれている環境等を勘案し、必要な支援を行うよう努めます。

13. 虐待の防止について

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する専任の担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 鶴若 泉
-------------	----------

- ② 苦情解決体制を整備しています。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ④ 虐待防止委員会を設置しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14. サービス提供に関する相談・苦情の受付について（契約書第8条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

窓口	管理者 鶴若 泉
受付時間	月曜日～金曜日（8:30～17:30）
電話番号	0258-37-5533

（2）行政機関その他苦情受付機関

○長岡市役所 介護保険課	所在地 長岡市大手通1丁目4番地10 電話番号 0258-39-2245 受付時間 8:30～17:00
新潟県国民健康保険団体連合会 (新潟県国保連合会) 介護保険課介護サービス相談室	所在地 新潟市中央区新光町4番地1 電話番号 025-285-3022 受付時間 月曜日～金曜日（9:00～17:00） (祝日及び12月29日～1月3日までを除く)

15. 第三者による評価の実施状況等

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	令和4年 4月 15日
		評価機関名称	事業所内において
	2 なし	結果の開示	1 あり 2 なし

令和6年11月16日 更新

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 長岡市川崎2丁目2478番地1

事業者（法人）名 メツツ川崎ヘルパーステーション

代表者職・氏名 代表取締役 上村 宏 印

説明者職・氏名 管理者 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所

氏名 印

署名代行者（又は法定代理人）

住所

本人との続柄

氏名 印

立会人 住所

氏名 印

（家族代表）私は、第12条第3項に定める利用者の家族の個人情報の使用について
同意します。

家族代表 住所

氏名 印